

平成 27 年 2 月 24 日 あいの風規 第 9-1 号

運送約款

平成 27 年 3 月 14 日

あいの風とやま鉄道株式会社

目 次

第1編 総 則

- 第 1 条 この規則の目的
- 第 2 条 適用範囲
- 第 3 条 用語の意義
- 第 4 条 消費税等の課税及び免税
- 第 5 条 運賃等前払の原則
- 第 6 条 契約の成立時期及び適用規定
- 第 7 条 旅客の運送等の制限又は停止
- 第 8 条 運行不能の場合の取扱い
- 第 9 条 営業キロの端数計算方法
- 第 10 条 期間の計算方法
- 第 11 条 乗車券類等に対する証明
- 第 12 条 旅客等が提示又は提出する書類

第2編 旅客営業

第1章 通 則

- 第 13 条 乗車券類の購入及び所持
- 第 14 条 営業キロ
- 第 15 条 駅員無配置駅の旅客の取扱い

第2章 乗車券類の発売

第1節 通 則

- 第 16 条 乗車券類の種類
- 第 17 条 乗車券類の発売箇所及び発売方法
- 第 18 条 乗車券類の発売範囲
- 第 19 条 乗車券類の発売日

- 第 20 条 乗車券類の発売時間及び発売区間
- 第 21 条 特別の乗車券類の発売
- 第 22 条 割引乗車券の発売の制限
- 第 23 条 割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い
- 第 24 条 割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合

第 2 節 普通乗車券の発売

- 第 25 条 普通乗車券の発売

第 3 節 定期乗車券の発売

- 第 26 条 通勤定期乗車券の発売
- 第 27 条 通学定期乗車券の発売
- 第 28 条 定期乗車券の一括発売

第 4 節 回数乗車券の発売

- 第 29 条 回数乗車券の発売

第 5 節 団体乗車券の発売

- 第 30 条 団体乗車券の発売
- 第 31 条 団体旅客の運送上の区分
- 第 32 条 団体旅客運送の申込み
- 第 33 条 団体旅客運送の引受け
- 第 34 条 責任人員
- 第 35 条 一部区間不乗の団体乗車券の発売
- 第 36 条 団体旅客運送の申込人員の変更又は申込みの取消し等

第 6 節 貸切乗車券の発売

- 第 37 条 貸切乗車券の発売
- 第 38 条 貸切旅客運送の申込み
- 第 39 条 貸切旅客運送の予約

第7節 ライナー券の発売

第40条 ライナー券の発売

第3章 旅客運賃・料金

第1節 通 則

第41条 旅客運賃・料金の種類

第42条 旅客運賃・料金計算上の営業キロの計算方

第43条 旅客の区分及び旅客運賃・料金

第44条 小児の旅客運賃・料金

第45条 割引の旅客運賃・料金

第46条 旅客運賃・料金の收受重複割引の禁止

第47条 旅客運賃・料金の概算收受

第2節 普通旅客運賃

第48条 大人片道普通旅客運賃

第49条 乗継割引普通旅客運賃

第50条 往復普通旅客運賃

第3節 定期旅客運賃

第51条 大人定期旅客運賃

第52条 乗継割引定期旅客運賃

第53条 端数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃

第4節 回数旅客運賃

第54条 回数旅客運賃

第5節 団体旅客運賃

第55条 団体旅客運賃

第56条 団体旅客運賃の計算方法

第 57 条 実際の乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃

第 58 条 団体旅客運賃を計算する場合の営業キロの通算

第 6 節 貸切旅客運賃

第 59 条 貸切旅客運賃の計算方法

第 7 節 ライナー料金

第 60 条 ライナー料金

第 4 章 乗車券類の効力

第 1 節 通 則

第 61 条 乗車券類の使用条件

第 62 条 乗車券類の効力の特例

第 63 条 券面表示事項が不明又は不備の乗車券類

第 64 条 不乗区間にに対する取扱い

第 65 条 有効期間の起算日

第 66 条 小児用乗車券の効力の特例

第 67 条 乗車券類不正使用未遂の場合の取扱い

第 2 節 乗車券類の効力

第 68 条 有効期間

第 69 条 繼続乗車

第 70 条 途中下車

第 71 条 回数乗車券の同時使用

第 72 条 改氏名の場合の定期乗車券の書替え

第 73 条 乗車券が前途無効となる場合

第 74 条 定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合

第 75 条 定期乗車券が無効となる場合

第 76 条 学生用割引乗車券等の効力

第 77 条 通学定期乗車券等の効力

第5章 乗車券類の様式

第1節 通 則

- 第78条 乗車券類の表示事項
- 第79条 乗車券類の様式の変更
- 第80条 字模様の印刷
- 第81条 乗車券類の駅名等の表示方法
- 第82条 旅客運賃の割引等に対する表示

第2節 乗車券の様式

第1款 普通乗車券の様式

- 第83条 片道乗車券の様式
- 第84条 往復乗車券の様式

第2款 定期乗車券の様式

- 第85条 定期乗車券の様式

第3款 回数乗車券の様式

- 第86条 回数乗車券の様式

第4款 団体乗車券の様式

- 第87条 団体乗車券の様式

第5款 貸切乗車券の様式

- 第88条 貸切乗車券の様式

第3節 特別補充券の様式

第 89 条 特別補充券の発行

第 90 条 特別補充券の様式

第 91 条 ライナー券の様式

第6章 乗車券類の改札及び引渡し

第1節 通 則

第 92 条 乗車券類の改札

第 93 条 乗車券類の引渡し

第2節 乗車券類の改札及び引渡し

第 94 条 普通乗車券の改札及び引渡し

第 95 条 定期車券の改札及び引渡し

第 96 条 回数数乗車券の改札及び引渡し

第 97 条 団体乗車券及び貸切乗車券の改札及び引渡し

第3節 ライナー券の改札及び引渡し

第 98 条 ライナー券の改札及び引渡し

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通 則

第 99 条 乗車変更等の取扱箇所

第 100 条 払いもどし請求権行使の期限

第 101 条 乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の

受取又は払いもどしをする場合の既收額

第2節 乗車変更の取扱い

第1款 通 則

- 第102条 乗車変更の種類
- 第103条 乗車変更の取扱範囲
- 第104条 割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限
- 第105条 乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間
- 第106条 別途乗車

第2款 旅行開始前又は使用開始前の乗車変更の取扱い

- 第107条 乗車券変更

第3款 旅行開始後又は使用開始後の乗車変更の取扱い

- 第108条 区間変更
- 第109条 団体乗車券変更

第3節 旅客の特殊取扱い

第1款 通 則

- 第110条 旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還
- 第111条 旅客運賃の払いもどしをしない場合
- 第112条 払いもどし手数料

第2款 乗車券類の無札及び無効

- 第113条 乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受
- 第114条 定期乗車券等の不正使用旅客に対する旅客運賃の收受
- 第115条 乗車駅が不明の場合の旅客運賃及び増運賃等の計算方法
- 第116条 料金券の無札及び不正使用の旅客に対する料金・増料金の收受

第3款 乗車券類の紛失

- 第117条 乗車券類紛失の場合の取扱い
- 第118条 再收受した旅客運賃・料金の払いもどし
- 第119条 団体乗車券又は貸切乗車券紛失の場合の取扱い

第4款 任意による旅行の取りやめ

- 第120条 旅行開始前の普通旅客運賃の払いもどし
- 第121条 旅行開始前の定期旅客運賃及び回数旅客運賃の払いもどし
- 第122条 旅行開始前の団体旅客運賃及び貸切旅客運賃の払いもどし
- 第123条 旅行開始前のライナー料金の払いもどし
- 第124条 旅行開始後又は使用開始後の旅客運賃・料金の払いもどし
- 第125条 定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし
- 第126条 回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし
- 第127条 旅行開始後又は使用開始後のライナー料金の払いもどし
- 第128条 旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃の払いもどし
- 第129条 傷い疾病等の場合の証明
- 第130条 有効期間の延長及び旅客運賃の払いもどしの特例

第5款 運行不能及び遅延

- 第131条 列車の運行不能又は遅延等の場合の取扱い
- 第132条 旅行中止による旅客運賃・料金の払いもどし
- 第133条 有効期間の延長
- 第134条 無賃送還の取扱い
- 第135条 旅客運賃・料金の払いもどし駅
- 第136条 不通区間の別途旅行の取扱い
- 第137条 定期乗車券若しくは回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし
- 第137条の2 運行不能・遅延等の場合のその他の請求

第6款 誤乗及び誤購入

- 第138条 誤乗区間の無賃送還
- 第139条 誤乗区間無賃送還の取扱い
- 第140条 乗車券類の誤購入の場合の取扱い

第8章 入場券

- 第141条 入場券の発売
- 第142条 入場券の種類及び料金
- 第143条 入場券の効力
- 第144条 入場券が無効となる場合
- 第145条 入場券の様式
- 第146条 入場券の改札及び引渡し
- 第147条 無札入場者
- 第148条 入場料金の払いもどし

第9章 手回り品

- 第149条 手回り品及び持込禁制品
- 第149条の2 手回り品及び持込禁制品
- 第150条 無料手回り品
- 第151条 有料手回り品及び手回り品料金
- 第152条 手回り品切符
- 第153条 手回り品切符の効力
- 第154条 持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置
- 第155条 持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置
- 第156条 旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置
- 第157条 手回り品の保管

別表1 駅間営業キロ

別表2 割引の旅客運賃の種類、発売条件、割引率等

別表3 旅客運賃（営業キロ別運賃、普通旅客運賃、通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃）

別表4 危険品